

近世における京都室町商人の系譜 (2)

足立政男

- (一) 京都呉服商人の台頭
- (二) 同業者町として室町筋
 - (三) 室町商人形成の系譜
 - I 門閥商人の系譜
 - II 呉服師及び呉服所の系譜
 - III 金銀為御替御用達商人の系譜
 - IV 両替商人の系譜
 - (イ) 大名貸両替商人
 - (ロ) 町人貸両替商人
 - (ハ) 呉服商兼営の両替商人
- (二) 以上前号——
- V 典型的近世商人の系譜
 - (イ) 典型的近世商人としての室町商人
 - (ロ) 典型的近世商人としての千切屋一門
 - VI 織物問屋(仲買)商人の系譜
 - (イ) 下仲買商人の系譜
 - (ロ) 諸国絹問屋(白生地商)の系譜
 - VII 京染呉服仲買商人の系譜
 - VIII 京都呉服甘軒組の系譜
 - IX 半襟商人の系譜
 - X 刺繻商人の系譜
 - XI 其の他の系譜
 - XII 室町筋における織物問屋の分布

V 典型的近世商人の系譜

(イ) 典型的近世商人としての室町商人

近世初期における室町商人の系譜としてはまず、茶屋四郎次郎を先頭に富裕な冒險的貿易商人、門閥商人の系

近世における京都室町商人の系譜 (2) (足立)

譜が考えられ、ついで幕府権力を基盤にし、官憲保護の下に活躍した特権商人が出現し、これ等が近世初期における室町商人形成の主流的な系譜をなしているのである。すなわち、すでに述べた如く幕府・諸大名・寺院などの御用達呉服所呉服師である。後藤縫之助・茶屋四郎次郎・亀屋庄右衛門・上柳彦十郎ほか一名で、彼等は白割符の割当をうけ、西陣でこれを織らしめ、江戸と京都に店舗を構え、幕府の呉服師となってこれを納入したのであるが諸国の大小名も専属の呉服所を室町（三条姉小路を中心に東は高倉、西は油小路）筋にもっていた。貞享版の「京羽二重」にはその数百五十を越えており、近世初期室町商人の主流的系譜をなしていた。此のほか徳川時代初期から元禄期に至るまでには、特権階層を相手にし、これに依存した投機的な利貸商人Ⅱ大名貸、両替商人或は金銀為御替御用達商人等が存在し、室町筋にその店舗を構え、政商的室町商人としての一系譜を形成していたであったが、近世も元禄期をすぎ中期に入ると、従来の室町筋を形成していたこれ等前期的性格をもっていた室町商人は次第に姿を消して行った。そしてその替りに、冒険的投機的に対して誠実勤勉、特権的依存的に對して自主独立的な室町商人が抬頭して来た。かかる系譜の室町商人こそ、全国的にその声価を高からしめたところのものであり、今日になお、室町商人として承継がれて来ている伝統の基盤を形成したところの商人であった。又、この系譜の室町商人こそいわゆる典型的近世商人そのものであったと言えるのである。

宮本又次博士は其の著「近世商人意識の研究」において、近世商人を次の五つの型に分けている。すなわち、第一は冒険商人、第二は趣味家・好事家・芸術家・学者としての商人、第三は大尺としての商人、第四は守銭奴としての商人、第五は本商人たる問屋商人を挙げ、最後の近世における理想的な模範的典型としての本商人については凡そ次の如く述べてその本質を明らかにしている。

本商人は袖長商人・羽二重商人たる御用商人に対するものである。近世商人は公的権力の庇護の下に業をなすことが多かった。而も典型的なる商人は寧ろかかる特権的商人ではなく、所謂「天下の町人」であり、独立独歩のものであろう。(中略)町人一般に見られた苗字帯刀への憧れもさることながら、武士的精神のそのままなる受容をなし、模倣を望むは、純粹に商人の立場に生きる人ではない。それは本商人でない。角帯前垂がけを秘かに誇り「私も商人です」と自矜を持つ人であって初めて本商人と云えるであろう。かかる典型は大坂・上方商人の中に於て最も多く見受け得られよう。それは「堅い人」たることを要し勤勉・律気でなければならぬ。始末ではあるが「けち」ではなく、通や、粹事は寧ろ商人たるものの器量である。風流や侘や寂も町人のたしなみである。胸算用をしつつも大気なるを要する。腹が出来ていて気慨・意地がなければならぬ。義理・一分にからんでは損としりつつぼんと投げ出す。打算に綿密で、猛烈に利を求めていても、一朝事あれば淡々乎として総てを諦め恬淡であらねばならぬ。執拗は好かぬ男のすること、商人の理想ではない。かかる気分は小量取引に当る小売人・立売商人・行商人の中からは沸いて来ない。又利息を勘定する利貸資本家からは出て来ない。それは大量取引、而も繁しき取引をする処の間屋商人に於てのみ可能である。而も近世は商人商業の時代であり、問屋・仲買はその中心的存在であった。問屋商人に近世の模範的商人の型を求めることは最も妥当と云わねばならない。」

と、明快に述べ、近世商人の典型はかかる「本商人・卸商人・問屋商人」にあるとしているが、事実、室町商人も元禄以降になると、特権商人としての門閥的商人や公的権力の庇護の下にあった袖長商人・御用用達商人から、独立自営の実力主義の本商人・卸商人・問屋商人の活躍する室町商人に交替して行くのが見られるのである。角帯前垂がけで、勤勉・律気を商人の本領とする問屋商人を主軸にする室町に変わって行くのである。大宰春台が

「勤めは財を生ずる所以なり」「商売は専ら^{もつぱ}智を以て機利を射る者なり」と述べ、正司考祺が「家職要道」に「工商の職、限りなき事なれども、其止む処は金を蓄ふるまで也。而して貨殖の方は臨機応変にて果決を元とす」「第一知術なければ金を蓄ふる事能はず」と述べている如く、たくましい商魂によって自主独立しかも自力で家産を蓄積して新たに興隆して来る室町商人の時代が元禄期を境にして室町筋に見られるに至るのである。

このことは「町人考見録」の序に「凡そ京師の名ある町人、二代三代にて家を潰し跡もなく成行事、眼前に知る処なり。」といて町人の盛衰の激しく新旧交替行く有様を説いているが、これはそのまま室町商人の世界にもあてはまるし、京都の新しい時代における町人の世界における現象でもあった。すなわち近世初頭戦乱の間に軍需物資の調達・運送や、海外貿易の冒險的な、しかも利潤の多い商人活動は元和の偃武、寛永の鎖国によって終了したのである。なぜかといえ、このような商業に従事した大商人は、農村の家内工業と十分な連絡をもっていないかった。海外市場との連絡を一度絶たれるとその存続の基盤を失ってしまう。そこでいまままで対立の関係にあった封建領主と急に握手し、その保護と特権にすがりつこうとする転身をはかった。すなわち、外国貿易によって利益を得ていた商人が白糸割符商人となつて、その利益をはかるために、むしろ後にはその命とりとなるような「寛永の鎖国令」を自らの意志において支持しようとさえもするに至つた。幕藩体制の確立に順応して、それに相応しい形をもって自己を従わせていく。こうした商業資本の機能的変化の姿が初期特権商人において見られるのである。こうした特権にすぎり、あるいは武器の調達・運送によって利益を得ていたいわゆる「死の商人」であつた町人達の活躍もやがてはその地位を他にゆずらねばならなくなつた。「町人考見録」は、実にこのよ

うな町人の世界における時代の推移、すなわち、利潤の多い危険の伴う投機的な経済活動Ⅱ大名貸によって生き

て来た京都の袖長商人・御用達商人が没落して行く様子を克明に列挙したものである。そして「右は京都ばかりを言ひ伝へ、あらまし爰にしるす。其外大坂などはまして買置の相場物には利を得（中略）終に又損を得、あともなく成行。江戸も又公儀の御普譜其外山事品々の請合にて仕合し、千里一はねの有徳を得るといへども、世話にいふ川だちは川にて果るためし、博奕の金のごとく、其筋にて終に成事人々知るところなり。」と、述べ、十七世紀以降になると京都の町人の中から、もっと地道に家業に精励し、特権にたよらず節儉・勤勉等の経済的法则に従って致富上昇する堅実な商人、全国的な農工生産力の急激な上昇を背景にして蓄財し、分限者となった本商人によってとってかわられるに至る経過をも明らかにしているのである。いわゆる「本商人」と呼ばれる階層の形成が行なわれ、特権的商人や投機的商人としての室町商人と自力独立の新興室町商人との激しい交替が元禄期を境にして見られるのである。

かくて西鶴をして「金銀が町人の氏系凶なるぞかし」と言わしめ、「一切の人間目あり、手足も変らず、生れ付きて貴人高人万づの芸者は格別、常の町人金銀有徳ゆえ世上に名を知らるる事、是を思えば若き時より稼ぎて分限の其名を世に残さぬは口惜し云々」と言っている如き、金権獲得を最高の理想とする意識をもった室町商人が勢力をもつに至ったのである。そして節儉・勤勉・才覚による致富商人が町人の世界における理想像として憧憬され、賞讃されるに至った。要するに元禄期以降に至って始めて近世における典型的商人としての室町商人が頭角を現わし、室町筋に店舗を構え、町人の中の町人、商人の中の商人として最もふさわしい商業活動に従事している商家の姿が見られるのである。

さて室町筋におけるかかる典型的近世商人の実例をあげ、その特質を明らかにし、室町商人の近世中期以降に

おける系譜の方向と規準を明確にしておくことにする。

(四) 典型的近世商人としての千切屋一門

(一) 千切屋一門の由来について

京都における最古の商家の家柄として世にその名声をうたわれている千切屋一門の遠祖は遠く奈良時代の藤原淡海公の末裔に逆上り得る。すなわち、その祖先たる貞喜は、工匠神人として南都一条院に關係し、春日神社若宮祭事の時、興福寺衆徒の供進する千切花の台（千切台）を毎年作製して奉納していたと伝えられている。桓武天皇平安遷都の際、宮都造營の用命を拜して京都に移住したと伝えられている。その後、応仁の大乱に難を江州甲賀郡西村の里に避け、（西村の姓はこより唱う）乱後、京都の復興その緒につくや、弘治年間、再び京都に帰り、法衣業を室町三条で営み、室町商人の中で法衣商人として、かつ、京都の根生商人としての資格をもって隆盛し、今日に至っているのである。室町三条における法衣商人としての初代貞喜は、遠祖、すなわち、奈良時代の工匠神人であった始祖貞喜の千切台奉納の故事に因んで「千切」をその商標とし、屋号を「千切屋」と称し、名を千切屋与三右衛門と改めているのである。彼が遠祖以来の家職であった工匠神人の業をやめて、法衣商人になったのは、彼の妻の実家が法衣商人であったその縁故によったのである。⁽¹⁾

法衣商創業の初代千切屋与三右衛門以来、千切屋一門は、次第に増える分家・別家の協力の下に、その家業たる法衣商を継承し、三条室町―新町間（衣棚南・北両町）を拠点に大いに発展し、時にはその周辺に一門百余軒に及ぶ勢力を誇っていたのである。例えば「町人考見録」に見える千切屋惣左衛門とは、千切屋総本家の与三右衛門のことである。⁽²⁾ すなわち京都三条通から江戸迄の路次一番の身上と沙汰された分限者になっている。五代与三

右衛門貞雄がその家業の隆盛を祝福し、年頭に神前に掲げて神に感謝した文書に⁽³⁾

御道具衣 此金子 千枚

御九条(袷袷) 此小判 壹万兩

御もし衣 此金子 貳万貫目

御さいし 此金子 參千貫目

正月一日

ちきりや与三右衛門

としくへ

とあり、内容の真偽は別としても、その盛栄の程を十分窺知出来るのである。

又千切屋一門の多数の分家・別家の分岐発展の跡を千切屋家系図によって見るに、主なる同族十数家を算し、その殆んどが法衣を業とし、一部両替及呉服商を営んでいる。更に安永五年十一月文書に⁽⁴⁾

「其むかしは百余の軒に及びたれども守りうすきは亡びゆきて、今はわずか六十余軒となれり云々」

とあって本家与三右衛門家を始め同族分家六十二軒が連名調印している。しかも、その分布に三条室町の衣棚町を中心にして、烏丸饅頭屋町、七観音町・三条通御倉町・室町通役行者町・烏帽子屋町・新町通三条町・六角町、更に衣棚通三条以北にも分布していたことが各町文書に多数見られる。「衣棚町宗門人別帳」⁽⁵⁾によって千切屋一門の盛衰を分析すると次の表の如くなっている。

この表によって、町内総人口の半数以上は使用人(手代・下男・丁稚・小者・女中)で、その中の三分の二以上は

年度	要項		総人口	使用人
	戸数	数		
天明六年	三三	一三	一四六 男九五 女八一	六一
寛政元年	三一	一三	一八九 男七五 女一四	〇
享和元年	二九	七	一六一 男二六 女一八	三
文化四年	二八	七	一五一 男三一 女一八	五
文政元年	三三	六	一四三 男八六 女五七	五
天保二年	三五	九	一七一 男八五 女八二	七
弘化二年	三二	八	一七八 男九七 女八一	八
嘉永元年	三三	六	一三七 男七八 女二八	四
安政二年	三三	八	一四七 男八四 女六一	一
万延元年	三三	七	一三〇 男七四 女五七	一
文久元年	三三	七	一二四 男七一 女五三	四
元治元年	三三	四	二六八 男一四七 女一二一	五
慶応元年	三三	七	四八一 男三〇 女三八	〇

千切屋一門の使用人になっている。

殊に幕末に至っては千切屋一門の戸数は非常に減少して総戸数の四分の一にすぎないにもかかわらず、町内使用人の大多数がその一門に属する事は、その営業が如何に盛んであったかを窺い知り得るのである。

(二) 典型的近世商人としての家風

さて千切屋一門の商家としての性格なり、経営方針を考察するとき、そこに、典型的近世商人としての家風が確立されていたことを発見することが出来るのである。

ここにいう「典型的近世商人の家風」とは如何なる家風をいふかについては、宮本又次氏がその著「近世商人意識の研究」において、「近世商人も近世封建社会に生を享けていたものなる限り、その時代意識に拘束されざるを得ない。近世封建社会の時代意識たる奉公・体面・分限の意識はそのまま商人に反映し、その気質・肌・根生の中にかかるものが滲み出ていたこと「は否定出来ない」と近世商人の意識を説明していられるが、この意識はそのまま近世における商家の家風を作り上げていたの

である。すなわち、まず最初の奉公意識は商家の外部に対する家風として、国恩奉謝・冥加冥利の規範となり、そこから奉公・律義の家風が確立されるに至った。

次いで体面意識は暖簾・看板を重んじ、信用を第一と心掛け、不正行為を排撃し、公正なる取引を行なうこと、「不埒之儀」を堅くいましめ、商人も武士同様に家名を重んじ、面目を尊重すること。又、一切の不信行為・不正行為は暖簾を汚し、看板を傷つけることになり、家業不相続になると考えるに至ったこと。かくて近世商家の典型的家風は、かかる体面Ⅱ家名・看板・暖簾・信用を神聖視する意識が家風となって確立されていたのである。第三の分限意識は「身分相応に生活し、分を越えず、分を下らず生きるべきである」という家風になって現われた。又そこから先例尊重・祖法墨守・新儀停止の商家の規範をも確立するに至った。

さて江戸時代における商家、特に典型的近世商人Ⅱ本商人Ⅱ問屋商人・卸商人ともいわれるべき商家には概ね家訓・家法・家風書・店則・店掟等と称するものがあって、子々孫々に対して遵守すべきことを記し、商家の道徳観・理想像を示すと共に家族関係を規定し、奉公人との関係・在り方等を定め、商家独自の家風の樹立を図り、家業の永続に懸命の努力を尽しているのである。「商人心得草」巻下に「法とは法則也、則御法度をいふ。商家にて是をいえば則家法也」などであるのでも判るように商家ではそれぞれの法度を規定し、家風を樹立し、家業の永遠相続を企図したのである。

さて、元禄期以降の室町商人は従来の、冒險的、投機的商人型、門閥的、特権商人型から次第に脱却し、前述の如き奉公・体面・分限⁽⁶⁾の意識と家風の中で始末・算用・才覚を旨とする堅実型の致富商人を理想視し、かかる室町商人が形成する室町筋に推移した。しかも、かかるあり方の室町商人街が今日なお存続継承されているので

ある。近世・近代・現代を通じてなお、商人の中の商人、いわゆる本商人としての室町商人の矜持が伝統として残されているという過言ではない。

私がここにとり上げた典型的近世商人・典型的室町商人として、千切屋一門こそまさにその好適例である。

現在、千切屋治兵衛家に伝わる家訓と家法は千切屋一門の家訓であり、家法でもあったし、千切屋一門の家風の樹立とその継承における規範となったものである。すなわち家法最末尾に「右之趣従先祖伝承り通相違無之候、一家千切屋吉衛門^①」とあることによっても明かである。しかして近世における典型的商人としての特質ともいべき奉公・体面・分限の三要素に基く家風がこの家訓・家定の中に強く打ち出されていることが看取される。第一の奉公についての規範としては、

① 外部に対するもの、

対社会的家訓・家定としては、公儀第一主義、仲間第一主義が挙げられる。即ち家訓の第一条に、「御公儀様御法度之儀者不申及常々被為仰出候御触書之趣、家内之者へ、不_レ残_レ申聞急度可相守候」と、公儀よりの仰出された法度・お触は何をおいても堅く守ることといった条文が巻頭に見られる。御公儀に対するかかる精神は、おおよけに奉ずる精神であり、全体尊重、公益優先の精神であって、これはやがて千切屋一統一門のギルド的全体主義に通じているのである。更に町内との円満・協力、いわゆる隣保主義を一門の家風とすべきであるとすることを第一条に強調して、「并町内申付之通無滞略様可仕事」と規定している。そこには幕藩体制からの強要や誘導もあつたであろうが、ここに千切屋一門が室町商人として最もよく典型的近世商人Ⅱ本商人としての第一条件ともいべき、国法を遵守して為政者に背かず、国恩に対して冥加冥利奉謝の態度を取り、律氣に商売の道に励むと

いった要件を具備した商家であったことが証明されるのである。

㊦ 内部に対する奉公の規範

これは家訓に具現された主従関係において見られる。凡そ封建社会の社会的秩序は、士農工商の身分制の鉄則と、その基盤たるべき主従関係によって維持されていたといっても過言ではないのである。主従の道德観は単に武士階級のみに見られるものではなく、町人の間にも取り入れられ、重要な要素となったのである。そして町人でも室町商人の如き問屋・卸商を営む大商人になればなるほど、店務を一個人の利発や才覚だけでは処理し得なくなり、多くの使用人を用い、その力に依存せざるを得なくなった。即ち、主従の道といった道德観をもって有機体的に大店舗を経営することが要求されるようになったのである。

かくて主人に対する被使用人の忠義が功利的な意味を離れたものとなり、道德化し、絶対化すると共に、主人の側には被使用人に対する慈悲と生活の保証が要求された。すなわち、奉公人は、奉公人の分を守り、滅私奉公、一身を忘れて主家に忠節を尽すのが本分とされ、主人の側は之に恩顧・恩愛の道を以て臨まねばならぬとされ、家族主義的奉公人待遇の規範と家風が醸成されるに至った。千切屋一門におけるかかる対内部的な主従関係の規範については、家訓において相当詳細に言及し、近世封建社会に適應した典型的商家の堅実・律気な家風樹立の努力のあとが窺われるのである。すなわち、

「商人ハ主従とも友達之事に候へ共、家来を愍ミ下ヨリハ主人を大切ニ忠勤を励、家内権式無之様ニ心掛可申候」とあり、主従関係のあるべき態様を規定し、強調している。更に、奉公人に対しては「自然子孫次兵衛氣持不行跡成茂於有之者、手代共申合意見を加え可申候其茂不相用致我儘家不相統之品ニ相見へ候ハバ一家并別家中

両見世手代打寄相談の上為致隠居名後見立家督譲り替可申候此旨先祖申伝之通相統可致候事」

と、主人の身持ちが悪い時は手代共奉公人は遠慮なく意見せよ。それでも不品行で家業相統の見込みがないときは、千切屋一門一統、別家、手代に至るまで全部のものが相寄って協議の上隠退させ、よき相統人を探し求めて家督相統をさせ、家業の承継を図るべしとして奉公の順逆の道を規定し、主人に対し、奉公人のとるべき忠節の本分を明らかにしている。

このような主従関係の在り方を規定した家訓のもとに醸成された堅実な家風をもった大商人の千切屋一門は名実ともに典型的な近世における室町商人であったといえる。

第二の典型的な近世商人としての要件たるべき体面についての家風は、前述の如く家訓の中で、「子孫次兵衛氣持不行跡成茂於有之者手代共申合意見を加へ」それでも反省せず、駄目で我儘をつづけ相統者として不適格の場合、相統の地位を解任し、隠退せしめてよいと規定し、商家の主人たるべき者、家業承継者たるべき者は修身齊家、誠実な人物であることを強く要求しており、若し不品行、かつ、我儘な人物であって、家名を汚し、先祖の名を恥かしめ、家業の永統を危くするようなもの、すなわち、商家の体面を保ち得ないような人物であれば主人・相統者といえどもその地位から追放するべきであるとしているのである。家訓に見える限りにおいて実に千切屋一門は近世室町における典型的な本商人であったといつて過言ではない。

近世における典型的な商人として第三の要件たるべき分限についての規範規定は、家訓の劈頭第一条において

「従先祖申伝之通家業を専とし、世事を重んじ奢無様ニ可相慎事」と訓戒しているし、家定第二条において「家内之格式、先祖仕様帳之通猥ニ不相成可相守尤新規之義者相談之上可取計事」と規定している。

又、安永五年の千切屋一門の誓約中にも「互に奢をしりぞけ儉約を守り、……家もとをたつとみ、親兄弟を敬い、妻子をめぐみ……専ら持を求め、一氣に磨り勤むべし」とあり、一門の親誼を厚くするとともに家業に専心精勵することを盟約している。

いずれもが、第一に自分の分際、「身のほど」を弁え、先祖より相続して来た家業に専念すること、第二に仕来りを尊重し、伝統を重んじ、新儀を否定し、家業尊重、祖法墨守、先例尊重といった近世社会の指導精神を一門の規範としていることが明かにされるのである。たとえ、金力を握っても家業を怠り、奢侈に陥ることは「身のほど」を忘れた悪徳商人として排撃していることは、まことに近世における典型的商人、室町における典型的本商人ということが出来る。

要するに、室町における千切屋一門は、元禄期以前に室町商人として華やかに、あたかも花火線香的な存在であった特権的門閥商人や冒險的貿易商人、或は投機的大名貸商人とは全く體質を異にした自主独立、天下の商人商人の中の商人、すなわち、典型的近世商人、本商人と呼ばれるにふさわしい室町商人であった。かくて、元禄期以降の室町にはかかる商人道に徹した堅実な商家が暖簾をかかげて室町商人を形成して来るのである。

(1) 「幼名与八後改与次、巧匠為業号越前屋、出自江州住于京都、後宅于三条室町之西、名改千切屋与三左衛門、製法衣為業、本島氏之息女為妻(以下略)

「(前略)本島氏家称大舩屋、法衣商人也

因三其外舅之縁、改家業云々(千切屋系譜による)

と千切屋一門の系譜にあることよつて工匠神人の家職を法衣商を家業にするに至つた所以が明かにされるのである。

(2) 千切屋惣左衛門 日本経済大典 第二十二 九六頁

「所は烏丸三条下ル町 四五十年前 親の代には三千貫目余の分限と沙汰致し申候、然るに此式十年前今の与惣左衛

近世における京都室町商人の系譜 (2) (足立)

門身上半つぶれに成、借金方へ年賦に断を申立、漸くかすかに相統致し、衣（い、い、い）の金入の商売より仕出し、段々身上よろしく相成、金廻しを致し、（中略）五十年前以前は京三条通より江戸までの路次第一番の身上と沙汰致し申候（以下略）とある。

(3) 千切屋吉右衛門家所蔵。

(4) 同前、「安永五年西村家一門祈誓巻物」

(5) 「衣棚町有文書」（明倫誌 二二九頁 所収）

(6) 分限者……西鶴は元禄京都の分限者を分けて次のように説いている。

平城（平安城、即ち京都のこと）の袖鑑によい衆、分限者、銀持とて是に三つの分ちあり。俗語によい衆といふは、代々家職もなく、名物の道具伝へて雪に茶の湯、花に歌学、朝夕世の業を知らぬなるべし。又分限と言ふは、所に人も許して商売は止めず、其家の風を手代に捌かせ、身は諸事を構はぬなるべし。金持といふは近代の仕合せ、米の騰りを請け、万の買置き、或は銀貸し、自身に帳面も改むるなるべし。十千貫あればとて、是等を歴々の中に入れて交る事なし。（二代男）石田一良著「町人文化」一一八頁。

VI 織物問屋商人の系譜

近世中期以降における室町筋には、白生地・西陣帯地・鹿子絞り・半襟・祝儀小袖・西陣着尺・京染呉服・金襴など織物問屋、京染呉服問屋が集聚し、いわゆる名実ともに室町問屋の同業者町を形成し、今日における室町商人の主軸的系譜を形成しているのである。たとえば「京羽二重」⁽¹⁾に、○室町通〓二条―巻物呉服屋、二条上―上下帷子屋、二条上下―呉服問屋、五条―木綿かせ、○間の町〓押小路下練物張物屋、○烏丸通〓二条下―古手屋、三条下―絹布屋、六角下―けさや、衣棚突抜〓江戸棚、二条上―呉服屋、○釜座突抜〓二条左右―練張物、○三条坊門通〓さかひ町にしへ―かが絹問屋、同万絹問屋、○三条通〓室町にし―衣けさ等と、当時すでに巻物

呉服屋、上下帷子屋・呉服問屋・呉服屋・練物張物屋・古手屋・絹布屋・衣けさ屋・加賀絹問屋、万絹問屋・木綿かせなど多くの織物問屋・呉服問屋の同業者が室町筋に存在し、いわゆる室町商人の一大系譜を形成していたことが明らかにされる。

また、貞享元年（一六八四）の著である「雍州府志」には「絹帛之類在室町西陣」「巻物、大凡毎年蕃舶所載_レ来長崎港_ニ之絹綿倭俗称_ニ巻物_一每_ニ一定_一巻_レ之謂也、商売於_ニ長崎港_一買_レ之、京師室町売_レ之」とあり、更に元禄期の著「人倫訓蒙図彙」には「呉服屋（中略）其他室町を始所々にあり、江戸は本町石町、大阪は本町伏見町」と記されており、室町における織物問屋・仲買商人・呉服商人がすでに近世京都の代表的商人としての地位を確立し、全国にその名声を博していたことが窺われるのである。しかしてかかる同業者集団としての室町商人の発展要因は、いうまでもなく、近世以降の京都における枢軸産業が染織工業であったことから、必然的にこの生産品の蒐集機関としての織物商・呉服商が室町筋を中心として発展して来たことにある。すなわち、西陣の織物製品を地方へ配給し、反対に地方からは白生地を移入し、いわゆる京染加工して地方へ移出すると共に、他産地の染物製品をも室町筋に蒐集の上、更に地方に分配するための、機関としての問屋（下仲買・白生地商・絹仲買・染呉服商人等）が室町筋に一大集団をつくり、近世における江戸本町・大阪本町とならんで我国織物の三大集散市場を形成するに至ったのである。

(4) 下仲買商人の系譜

近世中期以降における室町商人の一大系譜としては西陣機業の発達に伴って隆盛を来した下仲買商人の系譜があげられる。そこでまずこの下仲買商人形成の基盤となった西陣機業について少し触れておくことにする。

周知の如く西陣機業が興つたのは貞享の頃（六八四—七）のことであるが、併し西陣機業がその頃に忽然として勃興したわけでは勿論ない。その淵源は古く、その沿革は京都の歴史と共に始まると言い得る。

すなわち、延暦十三年（七九四）、平安京の造宮と同時に皇城の良位左京北辺第二坊（今の中立売通大宮東入の地で、西陣の地域内に属す）に織物司を置いて、専ら朝廷の御料に供せられる錦綾その他の絹布製織を管掌せしめ、この織物司の南に織手町を設けて製織せしめ、この他に染殿、染戸等染色の司をも設けて大いに斯業を勧奨せられた。以後、盛衰を繰りかえし、北条氏の時代になって探題を六波羅に置き、京都守護の旧制を改める際、織物司も亦、廃止され、京都の機業は衰微を極めた。けれども時の織司工人等の手により、綾織の技法は民業として伝えられた。すなわち大舎人町の機業はこれであろう。（大舎人町は猪熊通を隔てて織手町の東に位し、その地域は堀川に接す）併しこの大舎人町の機業も南北朝となって戦乱の禍を蒙り、また山口の機業の圧迫に加えて、近く堺機業の興起に押されて萎靡し、次いで勃発した応仁の大乱（一四六七）によって徹底的な打撃をうけ、遂に壊滅の状態に陥った。大舎人町も亦、灰燼に帰し織工等は流離四散してしまつた。やがて文明九年（一四七七）になって大乱が治つた後四散していた織工等も漸次帰つて来て洛北白雲の原野を卜して居を占めた。この地を新在家と言ひ、また白雲村とも称した。すなわち今の新町頭今出川の北、元新在家町の地であつて、帰來の工人自ら蚕桑を取つて復び機織の業を始めたのである。これより先、京都の機業が衰えるや、工人のうちには泉州堺に逃れた者も少くなかつたが、乱後帰京し、これ等の工人によって堺の製織法が京都に伝えられた。当時京都にあつては將軍足利義政が風流華美を好み、ために、上下の風俗も奢侈に赴いたため織物の需要は急増した。殊に、大舎人座（綾織物を独占す）練緯座（練緯と称する絹帛の製造を独占す）等商工座の設置は同業者の團結を鞏固ならしめるとともに

機業の発達を促進するに大いに役立った。其の後、豊臣氏の時代に至り、天正十六年（一五八八）白雲村の水質が織物に適しないため、⁽³⁾新在家の地（前述の新在家と名称同一なるも地域を異にする。茲に言う新在家は今の上長者町烏丸の東、現在の御所御苑内にあたる）に移されたが、其の後間もなく漸次西陣の地（今出川大宮を中心とし堀川以西の地）に移つて、貞享の頃（一六八四）には大部分の機屋が西陣に集り定着したものの如くである。西陣機業再興後、織工の中には堺に赴いて明様の製織法を学ぶものもあり、また堺の工人で来京して教えるものもあり、かくて技術大に進み、遂は原産地たる堺を庄倒して大和錦・唐織錦・金欄・倫子・緞子等精巧なる織物を産出するに至つた。天鷲絨、琥珀等もこの頃に出現し、縮緬の製織も亦精良となつた。⁽⁴⁾

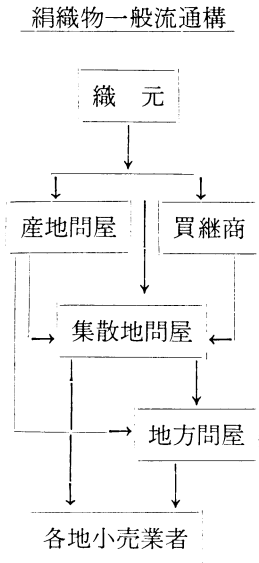
一方、需要面でも、徳川幕府の治下にあつて国内静謐に帰し、消費生活の向上による衣料需要の増加と奢侈化、殊に西陣織物は公家、将軍家、諸大名、社寺等に大いに需要せられて販路最も広く、幕府、諸大名の多くは呉服所を京都において衣服調度のことを命ぜしめるという状況であつたから、西陣機業は幕府の保護政策による⁽⁵⁾両面から年と共に隆盛に趣き、元禄十六年（一七〇二）には「私共西陣百六十余町織屋共」と唱え、享保年間には西陣総機数三万余機に達したといわれる程に⁽⁶⁾発達したのである。

西陣織物は以上の如く年を経ると共に漸次発達し、その販路は全国を衣被する勢で、殊に紋織の技法は織部司以来京都の特技として他国の追隨を許さなかつたが、享保以降、幕府をはじめ諸藩が殖産興業・国産奨励政策をとつたため、全国各地に蚕織の業を営むものが次第に増加し、丹後、加賀、近江、美濃及び上野の日野、桐生、伊勢崎、秩父、甲斐の郡内等各地より精巧な絹織物を産出し、西陣の一勁敵たる観を呈するに至つた。かくて寛保四年地方機業の勃興による西陣織物の販路の侵蝕にたまりかねた西陣高機織屋三十一人は連署して京都町奉行

所へ訴え桐生の紋紗綾織差止の事、並丹後絹等田舎織物の京都輸入高の制限について歎願し、幕府も亦西陣紋織の由来を認め、西陣以外の地において新規紋織を停止し、同時に、紗綾、縮緬類の京都輸入額を制限（桐生製織の飛紋紗綾は上下合せて一ヶ年九千反、丹後無地縮緬上中下合せて一ヶ年三方六千端）せざるを得なくなった。併しこれ等の対策によって地方機業の西陣への圧迫は除かれる筈もなく、其の後も諸国より安価な織物の京都流入は増加の一途を辿ったのである。

さてかかる西陣機業の興隆に伴って西陣織物の販売機関としては、(一)上仲買(二)下仲買(三)走りと呼ばれるものが自然発生的に生れた。更に、西陣機業の独占的地位を脅かすに至った地方機業の異常な発達は、これ又、室町筋に地方絹問屋・地方絹仲買商人を成立発展せしめる結果となった。かくて前者（下仲買）と後者は共に室町問屋商人形成の一大系譜をなしているのである。

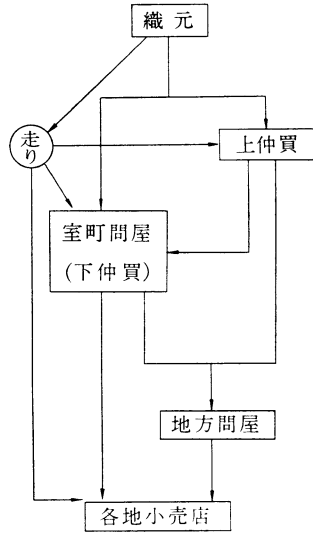
さて、一般に機業家によって織られた製品は次の図表の如く各種の配給機関（商人）の手を経て消費者の手にわたるのが普通である。



すなわち、地方問屋・小売業者の上位機関として買継商・産地問屋・集散地問屋がある。

ところで西陣織物の場合は凡そ次の図表の如くなっている。

元来、西陣機業は零細な分散的家内工業が大部分を占めていたから、これを蒐集、転売する機関が必要と



売業者に売却するもので、他の各種商品の産地における問屋商人と同様、西陣における産地問屋商人として、その商品の蒐集・転売の機能を果していた。上仲買は図表の如く卸売を行なうが小売を行なわない。この点で前売業と区別される。

また仕入先が主として機業家であることが下仲買との大体の差異である。上仲買は皆店舗を有し、特定の機業家と継続的な取引関係を有し、製品の蒐集・転売の外に、機業家に対する金融及生産・製織等の面において重要な機能をも果している。

上仲買の呼称は、その店舗の位置が西陣の中心、又は稍南方に位し、下仲買の店舗に比べて北方すなわち上(京都の通念)にあり、かつ取引機能の順位が下仲買の上位にあるところから上仲買と呼ばれたのである。

かかる上仲買の呼称をもっていた仲買商人が、買継商的な、すなわち蒐集と転売の仲介業から離脱し、地方問屋や各地小売店へ西陣織物は勿論のこと、地方から京都へ流入して来る田舎反物をも販売することを主要任務と

なり、ここに蒐集・転売の商人組織が必然的に発達したのである。すなわちその機関としては○上仲買、○下仲買、○走りの三者が自然発生的に存在していた。しかもそれ等はそれぞれ特殊な役割を持っていたのである。

①室町商人の一系譜としての上仲買

上仲買は散在している西陣機業家から製品を買集め、これを室町問屋(下仲買)、その他の集散地商人又は各地の前

する、いわゆる室町問屋に進出・転化するものもあつたことは当然である。室町商人形成の系譜の中には、かかる上仲買商人からの離脱と室町筋への進出による一系譜の存在は否定し得ぬ所である。⁽⁷⁾

②室町商人の主軸的系譜としての下仲買

下仲買（下問屋または室町問屋とも呼ばれる）は、前掲図表の如く、西陣織物を上仲買の手を経て買入れ（主として上仲買、一部は走り、織屋から直買する）、これを各地の卸商、或は小売業者に販売することをその主たる任務としてゐるものである。

下仲買は専ら西陣織物のみを取扱う産地問屋的な性格をもつたものであるが（仲買仲間をもつていた）、徳川中期以降、地方絹の京都流入が激しくなるにつれ、地方織物（関東もの・丹後等）の売買をも兼營する、集散地問屋の性格をもつ下仲買が出現した。なお、前述の如く上仲買が主として西陣又は稍その南方に店舗を構えたのに対し、下仲買の多くは室町通を中心に二条通以南の地、特に下京において店舗をはって營業していた。このことと、取引関係においてもその順位が上仲買の下位にあることからして下仲買に呼称されるに至つたものと推測される。しかし、現今では地域による上仲買・下仲買の区別は殆んど出来ないのが実情である。更に地域のみならず、その機能においても、交通機関の発達、その他の理由によって次第に下仲買化しており、上下両仲買の区別は消失しつつあるのがその現状である。

要するに下仲買は二条以南、下京五条通以北の室町筋を中心に店舗を構えて、主として西陣織物の蒐集と転売を任務とした上仲買からその織物を買とり、これを各地の卸商、小売商に販売することを任務としたのであるが、この下仲買は室町問屋商人こそ元禄期以降における室町商人の系譜の中で一大主流をなして今日に至つてい

るのである。しかも、幕末になるに随って彼等の多くのものは京染呉服問屋をも兼営し、室町筋における大問屋、大商人として活躍し、名実共に室町商人の声価を全国的に高め、京都商人の代表的地位に室町商人を押し上げたのである。しかも、彼等の多くは門閥出身の商人でもなければ、特権に依存する政商でもなく、又大名貸の如き投機的商人でもなかった。勤勉と始末を旨としてよく家業に精励し、たくましい商魂と細心で周到な経営方法によって自主独力よく家産を作り、前節で述べた如き典型的な近世商人としての要件を十分備えていた。近世における商人の中の本商人たるべき室町商人を形成したものは実にこの下仲買商人であると言い得るのである。

③室町商人の一系譜としての「走り」

次に走りと呼ばれる商人の上昇転化による室町商人の形成も多少はあったであろう。

走りとは一定の店舗をもっておらず、主として西陣の零細企業家の間を巡廻して一人で持運びが出来る程度までの少量の西陣織物を買集め、これを下仲買又は京都市内、大阪或は近郊の小売商に持参して売却するものである。或は織元から疵物又は半端物を買取る場合もある。上仲買の如く一定の機業家と継続的な取引をするものではないが、純然たる織物の販売商人であってブローカーではない。多くは無資産、無信用であるため、代金の決済も大抵現金又はこれに類する短期延取引で行なうといった小規模商人であったが、浮沈の激しい西陣織物の取引業界にあっては、中には幸運にめぐまれ、致富の途を辿って遂には室町筋に店舗を構え、名実共に室町商人として恥かしくない大商人に上昇転化し、室町商人の一系譜をなしたのもあったと推測される。

(1) 「京羽二重」京都叢書 卷六 二一三頁(貞享二年一六八五年著)

(2) 「元新在家町」―「白雲村」は「山州名跡志」に「新町北頭今出川通北三四町方の総名」

- (3) 「此地井水性 不清以是水練 白絹其色不潔白、故移今新在家井水純清之地、然猶因旧号称白雲」(雍州府志)
- (4) 京都商工要覽 三三八〜三四一頁参考。
- (5) 幕府の保護政策

「高機大帳序文」

当寛保四甲子年三月五日高機織屋中同意にて上州桐生紋紗綾之儀御差止被成下候様ニ御願申上候処被為御吟味成候上高機之儀西陣に限候様に申上候儀如何訳由緒有之候哉と御尋被為遊候ニ付、古来より被下置候御奉書差上候処為御聞届成、則当子之春以来新規紋織之儀は取扱堅く御停止被成下難有冥加至極に奉存候然者永々西陣一統之大幸、織屋相統の事に候(略)

延享元甲子歳十月二日

「西陣織屋一統歎願書控」

(前略) 延享元年御願申上候砌、御吟味之上、絹登り高上州桐生より飛紋綾之儀は上中下にて都合老ヶ年九千端並丹後より無地縮緬上中下にて都合三万六千端に御定被成下其余新規に織出し候絹は売買致問敷旨云々

- (6) 沢田章「西陣織屋仲間之研究」五二頁「翁草」卷三十六 所載

- (7) 現在では上仲買下仲買の区別は株仲間の廃止、取引関係の複雑化、交通の発達等により明確に区分出来なくなり、幕末は特に著しくなっている。

(四) 諸国絹問屋（白生地商）の系譜

西陣織物取扱い専門の下仲買を主流にした上仲買或は走り等による室町商人形成の系譜について考察を加えて来たのであるが、近世も中期以降になると西陣機業が占めていた独占的地位は幕府諸藩の殖産興業・国産奨励政策によって次第に破られた。即ち、地方機業の発達、とくに「西陣焼け」⁽¹⁾による西陣機業の壊滅的打撃の間隙に乗じた地方機業の急激な勃興は独占的地位を占めていた西陣を土台から脅すに至ったのである。

西陣高機八組中は「西陣焼け」の後、復興も容易に進まず、職工徒弟の取締も出来ず困惑の極に達し、遂に寛

政四年「高機八組の定書」を設けて職工徒弟の取締を嚴にし、西陣機業の挽回に努めたけれども、時すでに遅く、良工の多くは各地方の機業に吸収されて容易に帰らず、再び昔日の盛況を見るに至らなかつた。⁽²⁾殊に家継・家宣時代、新井白石が白糸の輸入を制限する代わりに和糸の生産を奨励したため、奥羽・関東で養蚕・製糸業が発達した。又各地方では西陣の織法・良工を移植導入して盛んに絹を織出したため、美濃の曾代よりは精巧な羽二重長浜・丹後よりは縮緬を織出し、男帯類は桐生織を歓迎するといった有様で、地方の機業は遂に西陣機業を圧倒する程までに成長発展を遂げたのである。

此の間の事情は「文化十四年四月奉行人取究所設置の触書」によつても明らかにされるところである。

一、(前略) 其上奉公人共終には当地にて身分難立行自ら他国へ罷越織職いたし候故、諸国より追々新規の織物も仕出し候様相成当地の織物下捌にて西陣其外織屋共都て糸道に携り候者共、衰微難洪に及び候由云々」

「一、田舎より端物多織出し、西陣織屋共家業差支及困窮旨、先年度々申立候儀も有之処、西陣其外織屋共の内にも身上持崩し候て他国へ罷越、織職いたし候ものも有之趣相聞へ、当地織屋共の難儀は前条同様の儀にて不束の事に候云々⁽³⁾」と。

かくて地方機業は西陣機業から官憲の力を背景にしたあらゆる方法で抑圧されたにも拘わらず、その障害を乗り越えて力強く発展し、恰も夏草が強い干でもめげず伸びて行くように次第に西陣の独占的市場に喰い込み、その地位を脅かすに至つたのである。

かくて地方機業は近世以降になつて急激に発達し、地方市場は勿論、全国的市場を対象にして盛んに製織され、大量生産の時代を迎え、全国的な需要に⁽⁴⁾応えているのである。しかも地方で織出された絹は、「登せ絹」として

大量の絹が京都に流入し、京染加工をされて更に諸国に移出売捌かれ、歓迎されたのである。

勿論諸国にも染色を業とするものもあったが、大抵上等の織物は京都に送って染めるのを常とし、殊に紅染、紫染は京都の特技であったから紅絹の如き裏地に用うるものさえ奥州川俣で織出した軽目の絹を京都へ送り染上げたものを更に諸国に売捌くといった有様で、京都は地方絹の集散地としての地位を確保するに至った。

かくて、かかる「登せ絹」の蒐集・京染加工・転売機関として数多くの諸国絹問屋が設置された（千切屋一門の如く下仲買で兼営するものもあった）。

なお、彼等の勢力、人数、営業内容を明らかにする文書としては、寛保四年（一七四四）三月、西陣高機織屋三十一人が連署して京都町奉行所へ訴え出た「桐生の紋紗綾織立差止の事並丹後絹等田舎絹の京都輸入額の制限」に関する令達文書が残存する。すなわち次の如くである。

申渡⁽⁵⁾

吉田新十郎 安岡次郎三郎 糸屋長左衛門 大塚屋庄右衛門 一文字屋庄左衛門 丹後屋源右衛門

三国屋又兵衛 日野屋喜兵衛 越後屋喜右衛門 越前屋太郎兵衛 井筒屋善助

其方共儀、上州、丹後より織出候端物は迄請込充候、伺吟味之上書付差出し候、総体田舎より端物紗綾縮緬類多く入込候得、京西陣之織屋共家業無之渡世難渡之旨相訴候間、今年迄年々登候員数請込商ひ候義は其通之事に候、此已後右員数より増長致間敷候、若以後新規に織物類引請取捌候者は可遂吟味候尤所々より登り候和糸前の通随分精出買取西陣糸屋へ売出し候様ニ可致候事

丹後屋 三郎兵衛

其方義当子春より上州紗綾請込売候由吟味之上申之候当春より新規の事候間重而右田舎端物請取売出し候事致問敷事

子十月(寛保四年)

之等の令達文書によって、桐生、丹後より流入する桐生紋紗綾、丹後縮緬等田舎絹を取扱う京問屋は相当の勢力をもっていたことが窺われるのである。

次に絹問屋の営業内容については、次の如くであった。

「宝暦十年絹端物類改印料徴収に付絹問屋仲間口上書」

(前略) 此儀私共仲間之外へ多く絹類為差登年々増長仕問屋共之甲斐も無御座候様被為思召難有奉存候、然る所拾八年以前関東絹直買仕於当地問屋に似寄候商売仕候者所々に御座候に付私共家業の妨に相成候(後略)

一、(前略) 元来私共商売躰之義は諸国より生絹五拾疋或は百弍百疋宛為差登候義に御座候、凡絹疋疋に付拾疋匁より五六拾匁有之候内多くは三拾四五匁之絹類夥敷取捌仕候右売代銀百匁に付疋匁宛口銭取之商内仕罷在候処買人より疋疋に付二三分宛之義を相争ひ細か成商売に御座候(以下略)

すなわち、絹問屋仲間は、諸国産出の生絹を買入れ、口銭を取って(売代銀百匁に付疋匁、買人から疋疋に付二三分)売捌く問屋株仲間としての独占権をもっていたのであり、今日の白生地商と同じ営業内容をもっていた。

さて、諸国産出の絹織物の京都輸入については西陣機業の立場からすでに寛保・延享年間に制限されており、制限以上の輸入は絹問屋といえども許されていなかったのである。すなわち、田舎絹の京都輸入額を桐生産の下地紋紗綾は上中下合せて、一ヶ年九千端、丹後無地縮緬は上中下合せて一ヶ年三万六千端に制限し、これ以上の

員数の増加を認めなかったのである。たとえば、明和六年（一七六九）には左の如き町触によって、地方絹直買特権商人たる絹問屋（白生地商）を抑圧し、田舎絹の京都輸入の増加を抑えている。

「（前略）延亨元子年吟味之上寛保三亥年迄登り候員数より増長致間敷旨其節絹問屋之者共へ申渡候其以来右問屋外之者共相對を以他国より為登候端物直買いたし候者粗有之此節甚敷増長候旨相聞得不得二候向後他国より為登候端物類直買いたし候者於有之は急度可申付候

右之趣山城國中江可相触者也

しかしながら地方機業の発達による田舎絹の京都流入は、このような一片の町触では到底抑え得なかったのである。すでにこれより先、西陣織屋仲間は宝暦十年（一七六九）、京都輸入の絹端物の改印料を徴収（老反に付考分宛）する手段によって田舎絹の京都流入を食い止めんと図ったのであるが、これは諸国絹問屋及び絹仲間買仲間をはじめ、江戸店衆十七軒の反対にあつて実現を見なかった。其後も宝暦十四年四月に西陣八十二町組頭が連署して幕府に歎願し、更に明和六年三月には西陣高機織屋八組行事惣代並紗綾倫子三組行事、小帯織屋行事、縮緬織屋行事、斜子屋行事、縵子織屋行事、丹後島織屋行事、茶字島織屋行事、天鷲絨織屋行事この外西陣の織屋が大挙連署して京都町奉行所に歎願をつづけ、同年四月、京都奉行所の取締申渡、次で安永二年十一月、京都輸入の絹織物制限額勵行令の発布、同八年三月、同様の町触等々繰返し繰返し、田舎絹取扱いの京都問屋に対して幕府権力を背景にして抑圧の手をうったが、時勢の赴くところ到底彼等の室町筋進出は抑え得べくもなかったのである。さて、これ等京都問屋のうち、丹後縮緬を取扱っていた店舗名及び所在地で明らかにされるものは凡そ次の如くであつて、その殆んどが室町筋に店舗を構え室町商人形成への一系譜をなしていたことが明らかにされるの

である。

すなわち、嘉永五年に宮津藩庁に松平伯耆守留守居役増戸藤次兵衛が問屋株再興に当って丹後縮緬の京都絹問屋として七軒の新規問屋の追加公許を願い出た時の覚書によると、

覚(6)

享保五子年より買次問屋いたし候者

室町通り姉小路下ル町

丹後屋 市郎右衛門

室町通り竹屋町上ル所

越後屋 喜右衛門

御池通り東洞院西へ入所

美濃屋 忠右衛門

問之町押小路上ル所

日野屋 吉右衛門

同十三年より同断

御池通東洞院西へ入ル所

丸見屋 長右衛門

安永五申年より同断

堺町姉小路上ル処

丹後屋 松 蔵

右六人之者当時通相統之者ニ御座候

烏丸通押小路上ル処

井筒屋 吉右衛門

高倉通六角上ル処

丹後屋 岩 蔵

高倉通六角下ル処

小室屋 徳太郎

近世における京都室町商人の系譜 (2) (足立)

東洞院蛸薬師下ル処

丹後屋 嘉左衛門

室町通御池下ル処

常盤屋 宗 助

烏丸通蛸薬師上ル処

丹後屋 太兵衛

烏丸通姉小路上ル処

越前屋 佐兵衛

烏丸通夷川上ル処

綿屋 七三郎

右八人之者去ル寅年諸株御取解後国産直売買、丹後屋市郎右衛門外五人同様いたし来候者ニ御座候

吉野屋 治右衛門

丹後屋 源兵衛

川崎屋 五郎三郎

金津屋 平左衛門

十一屋 清兵衛

三国屋 九郎兵衛

越前屋 八右衛門

十一屋 又四郎

一文字屋 庄左衛門

衣棚通二条上ル

伊勢屋 治兵衛

舛屋 新兵衛

柳馬場御池上ル町
井筒屋 甚兵衛
井筒屋 善 助

右拾三軒亭保五子年以來増減いたし候者御座候

御池柳馬場東入ル処
藤屋 龜太郎

四条通室町西入ル処
丹後屋 国三郎

右両人国産売捌相願有之候得共未だ開店不致者ニ御座候

子潤二月

松平伯耆守留守居 増戸藤次兵衛

右の「覚」書は丹後縮緬（京都輸入公説高、年間三万六千反）取扱いの京都問屋のうちで、宮津藩だけに關係せるものの全貌であつて、此の外に峰山藩、久美浜代官所支配の丹後縮緬取扱いの京都問屋が存在していたのである。いづれにせよ、彼等の殆んどが室町筋に店舗をもつて營業していたことがこれによって明かにされるものである。要するに江戸時代中期以降における室町商人形成の一系譜としてはかかる丹後、加賀、越前、関東を主力とする多数の地方絹織物取扱いの京都問屋があり、彼等の殆んどが室町筋に大店舗を構えて營業し、ついに室町商人の呼称で呼ばれるに至つたものであることは否定し得ぬところである。

(1) 享保十五年（一七二六）六月の西陣大火の事を記した「翁草」卷三十六によると、西陣織屋の高機機今度類焼の分三万十二機なり、凡上京下京総数七万余也」とあり、「此度西陣類焼難儀の者、御吟味の上西陣組百八町へ拝借米五千俵出る」とあり、天明八年（一七七九）には応仁以來と称せらるる大火が起つた。京都の全市殆んど一掃されるといつた悲惨事を演出したが、この災厄の為に西陣の職工徒弟等は四方に逃散し各地方の機業に頼つて糊口を凌ぐといつた有様で、西

陣の織屋の打撃は言語に絶し、その復興も容易でなく、紫竹雲林院辺の在家を借受けて辛じて業を続ける有様であった。

- (2) 西陣の機数については享保十五年(一七一六)七、〇〇〇台、天保一〇年(一八三九)五、一七四台(三、三一〇軒)文久四年(一八六四)三、八一九台となって衰退している。黒松巖編「西陣機業の研究」一一頁。
更に寛政十一年の「御触」に

「一、当地之儀狭少之土地に候得共皇都にて西陣諸織物を始諸品ニ至迄諸国江之仕入渡世之者共、多候故余国より諸商人多入込其上見物所多候ニ付、田舎より登り候者共多分有之に付何品に不寄捌ケ方宜、他国之金銀落入土地繁昌致し、自ら端々遊所迄も金銀融通致し候所、去る申年火災以來拾ヶ年余も相立候得共、未家建不致町々も有之、又者、家建有之候ても明き家多有之候、全火災にて他国江散在致し不立帰者共も有之候故事と相聞甚歎ケ敷次第二候云々。」とあることによつて明らかである。(沢田章著「西陣織屋仲間の研究」所収文書、二二四頁。)

- (3) 沢田章「前掲書」所収 二一八〜九頁。

(4) 「世事見聞録」に「左程余情もなき百姓の俸ども又難渋人の妻杯も……己が家の姿に娘の織りたる布木綿を嫌い、他国の産物を買求め、太織、機留を始め、分限の程の考もなく、或は絹、縮緬をも着用いたし、帷子も奈良、近江、越後縮など高料なる品を用い、或は絹縮緬の羽織を着し、帯は厚板織、緞子、博多などいへる流行の品を調べ」とあり、全国的な消費需要の高まったことが明かにされる。

- (5) 沢田章「前掲書」所収 五九頁。

- (6) 拙著「丹後機業史」所収 一二七〜八頁。

Ⅶ 京染呉服仲買商人の系譜

室町商人の系譜として京染呉服仲買商人は重要な地位を占めているのである。

京染呉服は京染加工を施した呉服製品の汎称である。しかして、京染業は西陣機業と共に京都の枢軸産業であるのみならず、今日に於ても他の染色加工地の追隨を許さず、支配的地位を保持しているのである。それは水質、

気温その他の天然的地理的条件に負うところ少なくないが、また歴史的伝統の力がその基礎的背景をなしているのであって、これによって優秀なる技術が培われ、独特の加工組織が生れ、京染の名を天下に轟かすに至ったものである。

京染の起源は西陣織物と同様頗る古く桓武帝平安遷都（七九四）の時代に遡り得るのである。当時の平安貴族の豪華な生活は遂に衣服の華美を競うことになり、したがってこれが京染技術の進歩を促したことは疑いない。しかして京染が日本における高級染物であったことは後奈良帝（一五二七—一五五七）の頃、武田信玄の「掟書」の一節に万石取以上の武士にあらざれば「京染」は法度に行っている事実に徴しても、すでに京染が日本国内で最高級の地位をもって歓迎されていたことが明らかにされる。ところで徳川時代になって、殊に貞亨元禄期に至り西陣織物が定着発達して来るのに伴って染色技術も大いに進み、京染の名は全国的に顕われ、京染に対する四民の需要も大いに高まり、唐染・暹羅染・佐羅佐染・紫染・紅染・茶染・紺屋染・茶屋染・憲法染等の專業染屋が出現し、元禄模様と称する伊達模様が流行した。またこの頃に染屋の店舗地域は西洞院四条の南に多く集っていたようである。染屋に株仲間の制度が行なわれ、幕府の保護をうけるに至ったのもこの頃である。

諸国に染色を業とするものもあつたが上等の織物は大抵京都に送って染上げるのが常であつた。すでに述べた如く、紅染、紫染は京都の特技であつたから、紅絹の如き裏地に用いるものさえ奥州川俣で織出して軽目の絹を京都へ送り染上げたものを更に諸国に移出売捌いたものである。

友禅染の法が発明されたのも元禄時代のこと、元禄五年（一六九二）京都の画工宮崎友禅の創意にかかると言われる。京染と言へば直に友禅が想起される程にいわゆる京染の名は友禅によって決定的になつたといつて差

支えない。友禪は京染の代表的染法となった。

かくて元禄以降服色模様も多種多様となり、各時代に流行の柄を出した。例えば御所染、千弥染、曙染、憲法染等あり、女の衣類には五寸模様、伝九郎染、京松、小六染等が流行した。

さてかかる京染組織の中であつて、京染呉服の染色註文者として、自ら生産地、或は京都の絹問屋（白生地商）から生地を買付け、これを悉皆業者に委託するか、直接染色業者に委託して加工せしめ、その製品（染呉服）を自各地卸商、或は小売業者に販売するを任務とする染呉服仲間商人（問屋）が数多く室町筋に店舗を構え、室町商人の一系譜を形成したことは疑い得ぬ所である。この間の消息は宝曆九年の京都町奉行所の「町触」によつても明らかになる。

「他国より端物持登り年増に多く入込西陣織屋共年々に家業薄く相成渡世難義之旨此度吟味之義願出候、右者延享元子年吟味之上寛保三亥年迄年々登り員数より増長致間敷旨申渡新規引請売捌候者共は差留申渡、宝曆九卯年にも他国より持登り候端物類直買致間敷旨をも相触置候処、其以来大問屋外之者共内々にて他国より登候而端物引請売買いたし候有之當時にては致増長候云々、

右之趣洛中洛外可申触候事

丑四月（明和六年）

右の触書において指摘しているように登せ絹の京都流入は寛保・延享年間（一七四一—一七四七）頃より、地方機業の興隆と共に甚だしくなり、西陣織物の販路に、延いては織屋仲間に脅威を与えるようになった。かかる情勢下にあつて京染呉服仲間商人が大いに活躍し、地方絹を盛んに取引し、練染張の加工、或は生絹をそのまま

売買したことは必然的な成行きであった。彼等の人数も亦数百人の多数に上ったのである。このことは寛保四年（一七四四）三月の「桐生の紋紗綾織立差止の事並に丹後絹等田舎絹の京都輸入額の制限」に関する令達書によって明らかにされる。すなわち、

申渡^②

菱屋 伊兵衛

同 又兵衛

此外印形人 九人

此外四百〇五人

丹後屋 太兵衛

糸屋 五兵衛

此外印形人 八人

此外惣中

島屋 小兵衛

かたはみ屋 権右衛門

亀屋 惣兵衛

此外印形人 十一人

同 七十三人

近年田舎端物多く織出し、下直に売出候に付、西陣織屋共家業無之致困窮候間国々より指登候織物差留度旨数度相願候に付段々吟味候是迄年来登り候織物差留め候儀は難成事に候、依之只、今迄請込売出候者共、年々是迄の登り、高程引請候義は格別以後増長不致様に申付、此後新規に田舎より端物請込候もの共は吟味の上相止め候様に申付候間、其段可相心得事に

子十月（寛保四年）

とあり、如何に多くの京染呉服仲間商人が田舎絹を安い値段で買込み、高価な高級織物をもって独占的地位を誇っていた西陣機業を困惑せしめたかが窺われるのである。

かくて、田舎絹の京都流入が西陣機業家仲間の生存に脅威を与えるようになるや、京都町奉行所も西陣機業家仲間の訴えと、その保護の立場から捨ておけず、宝暦十年、京都流入の田舎絹から一反に付銀一分宛の改印料を徴収する（今日の関税措置）ことよってその流入を食い止めようと図った。しかし、当時の京染呉服仲間問代表一五〇名は商売に差障があるとして反対意見を上申したのである。すなわち次の通りである。

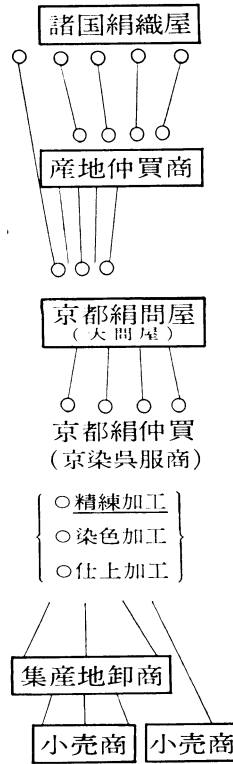
「宝暦十年絹端物類改印料徴収一件に付五月十五日絹仲間より差上候口上書」

此儀御尋之趣難有奉存候御当地絹問屋より買請候仲間買之者共へ存念御尋波為仰付候夥數仲間買共有之銘々不存者多く御座候而悉く行届不申候に付我々共年寄之絹仲間買凡百五拾人江申通し相尋候処差障之筋左に申上候⁽³⁾

さて、かかる京染呉服仲間商人の営業内容については、右上申書に、「一、仲買之儀は惣而問屋より買請練染張仕、又は生絹の儘にて商売仕織之徳用を以渡世仕罷有候⁽⁴⁾」と述べており、まず京染の原料である白生地を京都問屋（西陣織物の下仲買、諸国登せ絹織物の京問屋）より買入れ、これに精練漂白、染色（浸染絞染・捺染等）、仕上（再

整、湯熨斗等)の加工をそれぞれの業者に委託して行ない、京染呉服に仕上げた製品、又は買入れた生絹(白生地)をそのまま、各地の卸商、小売業者に販売していた。

このように染呉服仲買商人の大部分は集散地商人の立場に立ち、染色後の京染呉服を各地卸、小売業に販売するものである。(中には若干自らはこの機能を営まず、専ら他の染呉服商に製品を売却するに止まる者、換言すれば京都の京染呉服問屋相手の元卸商人も存在する)



なお、かかる染呉服仲買商人が全国的配給機関としての機能をもっていたことは、西陣織物における下仲買と同様で、現在では一般にこの両者を室町問屋と称している。しかも多くの室町問屋は西陣織物及び京染呉服の両者を取扱っており、載然と区分する事は困難である。又、後述の京都呉服廿軒組の三井、白木屋、伊豆蔵、大丸、富山、植屋、大和屋、亀屋、夷屋等がその常用内容の一つとした出店(小売店)をもっていなかったことが染呉服仲買商人の異なる点である。かかる京染呉服仲買商人の多かったことは、宝暦十年で代表的な老舗の数(新規開業・不明等は含まず)だけでも一五〇軒に上り、その殆んどが室町筋に店舗をもち、これ等の商人が室町商人を

形成した一大系譜であったことは明らかで疑う余地がないのである。

- (1) 沢田章「西陣織屋仲間の研究」八八頁―八九頁。
- (2) 右同書
- (3) 右同書 八七頁。
- (4) 右同書 八七頁。

VIII 京都呉服廿軒組の系譜

西陣織の生産地として有名な京都は、またいわゆる「京の着だおれ」といわれているように華美な呉服反物は京都市民の必需品であった。したがって京都市民等を顧客とする呉服商人は早やくから発達し、その起源は遠く徳川時代以前に遡り得るであろうが、京都呉服太物商仲間の廿軒組が始めて組織せられたのは、西陣機業が定着化した貞亨・元禄年間の事であった。

彼等仲間の業務は、一は京都に於て見世商いすることであり、二は仕入店を設けて各地よりの仕入品を集めて出店へ出荷することであった。即ち「私共呉服式拾軒組と相唱、貞亨元禄年中より銘々商躰に寄、国々織物品々仕入、織元より直々買取、京都其外所々銘々之出店江差出し商ひ仕、渡世相統罷在候」云々⁽¹⁾とある如く、京都呉服太物商人の中でも最も富裕な商人でもって組織されていたのであって、その重なるものとしては三井（越後屋即ち三越）・島田（蛭子屋）・下村（大文字屋即ち大丸）・岩城（舁屋）・杉浦（大黒屋）・平井（小橋屋）等が名をたらね、室町筋に仕入店を構え、主として西陣織物を仕入れ、或は諸国からの「登せ絹」を盛んに買い蒐め、これを京都

・江戸・大坂店等に出荷して盛んに販売した大商人なのである。

すでに前項で述べた如く、京都町奉行所は西陣織屋仲間の歎願を受け入れ、寛保年中、京都西陣以外の地に於て新規紋織を製織することを厳禁し、又同時に田舎絹端物類の京都輸入額を制限して西陣機業の保護に努力しているが、其後各地に於ける機業の勃興と生産の急激な上昇による田舎絹の京都流入は阻止することが出来なかつたのである。かかる情勢の中で、京都呉服廿軒問屋が室町筋に仕入の大店舗を構え、各地方絹をはじめ国々の織物を産地から直買し、これを京都・江戸・大坂の店で大量に売捌いたのである。まず、その営業が隆盛を極めたことは、「古事類苑」産業部に⁽²⁾

「江戸駿河町三井店、室町通りに二ヶ所有^レ之、竹屋町之店は仕入而已にて、見世商ひは不^レ致、間口漸々十間許り、冷泉丁之店は見世商ひは致ども、客も格別無^レ之、又大丸之店は、松原小路、並東洞院通御池上る町に有^レ之、松原小路は見世商ひ致し、江戸之通り繁昌いたせども間口十六七軒、御池上る町之店は仕入而已に而見世商ひ不^レ致、間口十四五間計、是以て格別之要請に無^レ之、其外岩城升屋、戎屋之類、大商之家作にて可^レ知なり、併平商小者に而も、皆住居は奇麗にして屋上破れ落る様なる家無^レ之」

とあり、何れも広麗なる店舗をはっていたことが窺われる。これ等大商人の店舗所在地が室町筋にあったことは、

室町二条上町

三井八郎右衛門店(三越)

衣棚御池下町

嶋田八郎左衛門店(夷屋)

東洞院御池上町

下村正太郎(大文字屋) 出店(大丸)

近世における京都室町商人の系譜

(2) (足立)

八三(四四一)

等によって明かであろう。

しかも京都呉服廿軒組は、西陣織物は勿論、諸国織物或は外国渡来の呉服までも盛んに仕入れ、諸国へ直売買したり、各自の出店へ出荷販売することをその営業内容としていたのである。そのことは西陣織屋の訴えに基づいて京都町奉行所が西陣機業保護のために「京都輸入の絹端物改印料徴収」の可否を求めて絹問屋仲間、絹仲買仲間、江戸店衆十七軒から答申せしめた文書と明治維新になって株仲間解消後「第一諸国出店呉服商社」結成願書とによって明らかにされるのである。すなわち江戸店衆十七軒（江戸に呉服店を有する三井、白木屋、伊豆蔵、大丸、富山、槌屋、大和屋、亀屋、夷屋等十七人）並びに、京都呉服廿軒組は、次の如き答申書並びに願書を差出して反対しているのである。

「宝曆十年絹端物類改印料徴収一件に付江戸店衆十七軒より差上候口上書」⁽⁴⁾

乍恐御答奉申上候（宝曆十年六月十日）

「（前略）此儀関東国々より織出候分は私共前々より御江戸表に出店仕罷在候に付任手寄彼地店表より其向々へ罷下候而相調御当地へは染に為差登候斗に御座候扱近国より織出し候絹之義は御当地夫々之間屋に而相調仕入仕候其外直買等之義は一切不仕候右之趣に而古来より御影を以商売取統候（以下略）」

「呉服店二十軒より差上候願書願」⁽⁵⁾

乍恐口上書を以奉申上候（宝曆十一年九月十三日）

一、略

一、去年六月十日奉申上候通元来関東筋より織出し申候絹之義者江戸表手寄に御座候故彼御地に而売買仕御当地

江者江戸表より染張迄に差為上申候儀に御座候其外国より織出候絹類前々より当地於絹問屋定之口銭差出買請
来り外に紛敷絹布一切取扱仕候以来猶々嚴重に御法式急度相守可申候

一、於江戸表売上げ申候絹之内御大名様方御旗本様方召料之絹又者絹出生之御地頭様より御国織を以御渡し被遊
候御召地之絹、是等彼御地より御当地江上着否 私共方に而常に清所をしつらひ置申候而其場所に而取扱仕勿論
染屋等におひても同前に為致申程に大切に仕候右之御地物常々多江戸表より為差登申儀に而御座候云々(以下略)

一、略

一、略

宝曆十一年巳九月十三日

小橋屋利 助

升 屋徳右衛門

大黒屋三郎兵衛

竹 川彦左衛門

代 作右衛門

夷 屋八郎左衛門

亀 屋七三郎

槌 屋喜兵衛

代 忠兵衛

槌屋助三郎
槌屋藤左エ門
槌屋九兵衛
槌屋源次郎
桜井新七
代宇右衛門
荒木伊兵衛
大和屋三郎左エ門
代彦右エ門
富山喜左衛門
代吉兵衛
大文字屋彦三郎
伊豆藏吉右衛門
白木屋彦太郎
三井八郎右衛門

御奉行様

要するに西陣織屋仲間が指摘し、非難する他国産の絹端物類は京都の間屋に於て取引し「直買等は一切不仕候」

と、直買を否定し、殊に他国の絹端物類の多くは練、染張の為に差登するにすぎないものであり、また中には諸大名・旗本等の御使用品もある。是等の品物に対して改印料を徴収するのは不穩当であると反対している。

ところが明治になって呉服甘軒組の株仲間が解体され、明治三年三月「第一諸国出店呉服商社」が設立されたが、その設立願書には

乍恐口上書⁽⁶⁾

一、私共儀者、従来御当地に而御国内物産之呉服は勿論外国渡来呉服を仕入、諸国へ直売買并国々出店江も差下し、商業相営互に懇親を結相続仕来候（以下略）

諸国出店呉服商売人

惣代

室町二条上町

三井八郎右衛門出店

越後屋 米三郎^(印)

衣棚御池下町

嶋田八郎左衛門出店

蛭子屋 儀兵衛^(印)

東洞院御池上町

下村正太郎

大文字屋 吉十郎^印

とあり、呉服廿軒組の営業内容は「従来御国内物産之呉服は勿論外国渡来之呉服を仕入、諸国へ直売買并国々
出店江も差下し云々」と、宝暦期に西陣織屋仲間より非難され、訴願された点を認め、奉行所に提出した答申書
の営業内容は虚偽であることを自らの手によって証明しているのである。しかしてこの呉服廿軒組の仲間商人は
殆んどが室町筋に仕入店と販売店を構えた京都の代表的な大呉服商人であり、これ等の大商人が室町商人形成の
重要な一系譜をなしていたことは全く疑いを入れざるところである。

(1) 浜村正三郎「京都の呉服廿軒組の変遷」『経済史研究』一四四 五八頁。

(2) 同前。

(3) 宝暦十年五月西陣織屋仲間は田舎絹端物の京都輸入が営業上支障少からずして生活困難なる旨を京都町奉行所へ歎願

し、今後京都輸入の絹端物類は仲買の手前、ある間に、巷反に付銀老分宛の改印料を徴収せんことを願ひ出たのである。

(4) 沢田章「西陣織屋仲間の研究」九八—九九頁 所収。

(5) 右同書 九九—一〇四頁 所収。

(6) 浜村正三郎「前掲論文」

IX 半襟商人の系譜

掛襟を常服に用いることは徳川初期からの流行であったが寛永の頃には男女共、専ら合羽、上衣に多く掛けて
いた。⁽¹⁾ところで半襟専門の業者としては、寛政七年（一七九五）の頃、神谷重兵衛によって創められたと伝えられる。
彼は京都烏丸四条下ル日野屋太兵衛方に奉公していたが、独立別家に際し、其当時の慣例として別家は主家と

同業の商売を禁ぜられていたため、従来は買客の需要に応じ、その都度、襟の寸法に裁切り、販売していたものを、彼の創意により、始めから半襟を造り、これを専門に取扱うようにしたと伝えられている。

しかしして最も古い半襟問屋としては

○日野重―神谷重兵衛 ○日野芳―沢村芳兵衛 ○竹内屋―竹内友次郎 ○榊儀―宮本儀助 ○笹吉―山脇吉兵衛

等が有名であり、又小売業者としては、○襟善―山崎庄次郎 ○襟方―永田万蔵
等が古い歴史をもっている。⁽²⁾

さて掛襟は、万治元禄頃は染色技術の進歩と共に一種の装飾品となり、摺箔染、模様織物金襴、鹿の子等の掛襟が現われたが、当時は未だ襟として特製するまでには普及せず、染物を適宜に切つてこれを掛けていたようである。ところが、さきに述べた如く寛政以後になって、刺繡、金襴、鹿の子、天鷲絨、友仙等各種の特製品を発売する専門の半襟問屋や半襟小売商人が現われた。天保、弘化の頃に至つて半襟は製造技術の進歩によつて婦人の装飾として式服、略服の区別なく日常必要欠くことの出来ないものとなり、その需要は益々増大した。京染呉服と共に京都半襟の声価は全国を風靡するに至つた。かくて、京都半襟問屋⁽³⁾が京染呉服仲間買問屋と互いに関連して、室町筋に店舗を構えて盛んに取引し、室町商人形成における系譜の一端を担っているのである。

(1) 京都商工要覧 四二八頁

(2) 京都半襟商組合五十年史 一頁

(3) 京都商工要覧参考 四二八―九頁

X 刺繡商人の系譜

徳川時代になると、風俗華美となり、上下競って刺繡を需要し、其の用途は益々広く、技巧は愈々精緻を極め、上は禁裏の御用品より幕府及諸侯の調度、下は一般市井人の服装に至るまで用いられるようになり、刺繡業の発達は大いに見るべきものがあつた。

当時の刺繡生産は禁裡御用品、幕府及諸侯の需要は専属の呉服屋よりそれぞれの繡工に加工せしめていた。この呉服屋はいわゆる御服飾或は御召屋と称して、二条通り以北西陣辺にあり、其の製造品は衣服冠帯又は旅行用帯に用いられる慣例があつた。二条以南五条辺にある地向屋と称するものは町方の襦並に裾模様其の他社寺向の品を取扱い、五条以南六条地内にあるものは仏寺の打敷及び田舎の粗製品を製造、販売したのである。これ等の刺繡製造販売商人も又室町商人の中の特殊商人として一系譜を形成したのである。⁽¹⁾

(1) 参考 京都商工業覽

XI 其の他の諸系譜

元禄期以降において貴賤の別なく一般の賞用するところとなつた鹿の子絞の製造販売問屋、或は京染加工の需要者と染色業者との間に介在して京染組織の中で活動する京染悉皆業者による室町商人形成の系譜も又無視し得ないものがある。更に織物の原料糸を供給していた糸問屋・糸仲買商人、或は西陣織屋自身の下仲買化等による室町商人の形成或は大小刀の柄巻たる平紐、冠服の附属たる平緒に掛緒及び法衣の附属品、或は武士諸侯の輿車の具に供せられた紐類・其の他系組織物を取扱つた京都糸仲間（文化十一年十一月に仲間を上下に越している）等も

室町商人形成の系譜における幾何かの役割をもっていたのである。

XII 室町筋における織物問屋の分布

以上で近世京都室町商人形成の諸系譜について実証的な考察を加えたのであるが、最後にこれ等諸系譜の中で最も主軸的な系譜をなしている織物問屋の室町筋における地理的分布図を提示しておくことにする。

特に注目すべきことは第一図である。すなわち当時の呉服商が京都御所の西側に発達した集団と、室町筋の三条通を中心に発達した集団があつて、それぞれのもっている特殊な営業機能によって地域的に分かれていることである。

前者はすでに述べて来た如く禁裡御用・幕府諸侯の需要に応ずる呉服師・呉服所の特権的商人の集団であり、後者は江戸店、大阪呉服問屋等地向取引の自主独立のいわゆる近世中期以降の室町筋における典型的商人(問屋・仲買商人)の集団であることが明らかにされるのである。

又前者は「太閤秀吉の御時に上・中・下の立売はみな呉服たなにて大名小名小袖かたびら此町にて買もとめる。きぬまき物を裁縫して売ければ立ち売りといひける」と京雀にある如く、中世末からの伝統を継承していることを示しており、後者が三条通りに東西に点在していることはやはり東海道への連絡上の関係からこのような地域的分布となつたのであらうと思われ⁽¹⁾る。

要するに第一図の徳川中期から第五図の現在に至るまで、室町筋に展開した京都の代表的商人としての室町商人の主軸的系譜がその地域的分布によつても京都織物問屋、京都染呉服問屋の一大集団によつて形成されている

ことが明らかにされるのである。

(1) 藤本利治「同業者」八八―八九頁。

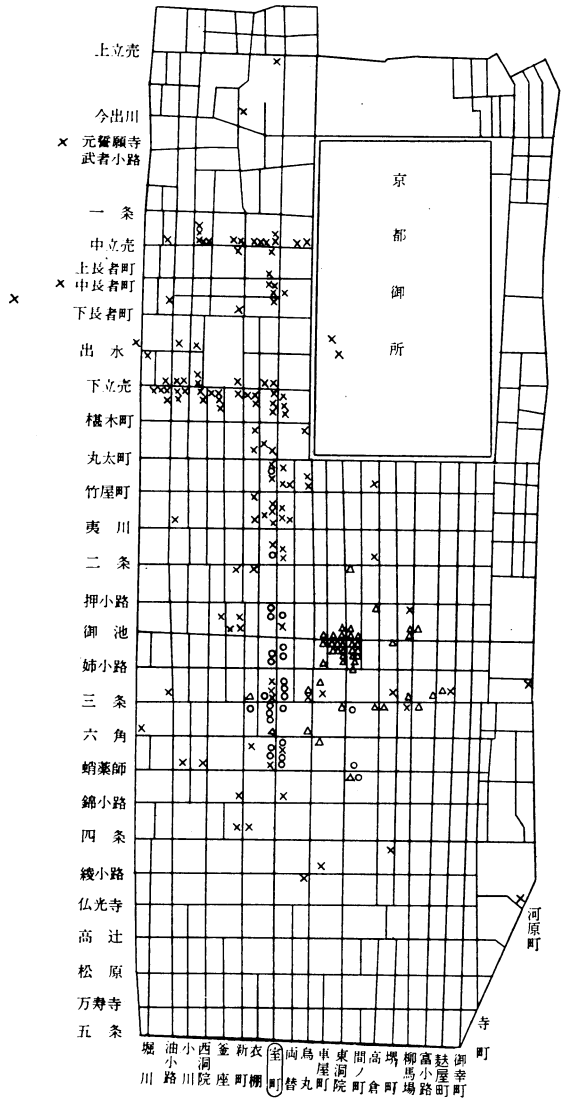
第一図 右同 八六頁。 第二図 右同 八九頁。

第三図 右同 九一頁。

第四図 織協創立五十周年記念誌編集委員会「京都織物卸市場の概要」一〇〇頁。

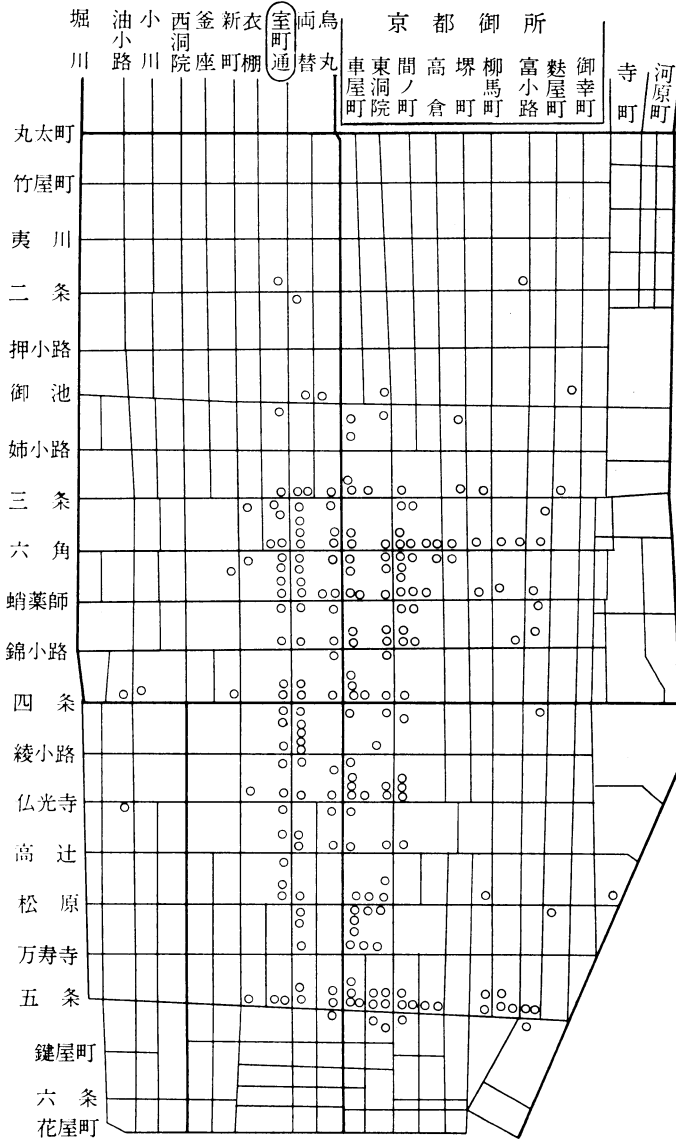
第五図 右同 一〇一頁。

第1図 朝廷並びに諸大名付呉服所及び呉服問屋分布図 (貞享2年及び元禄2年)



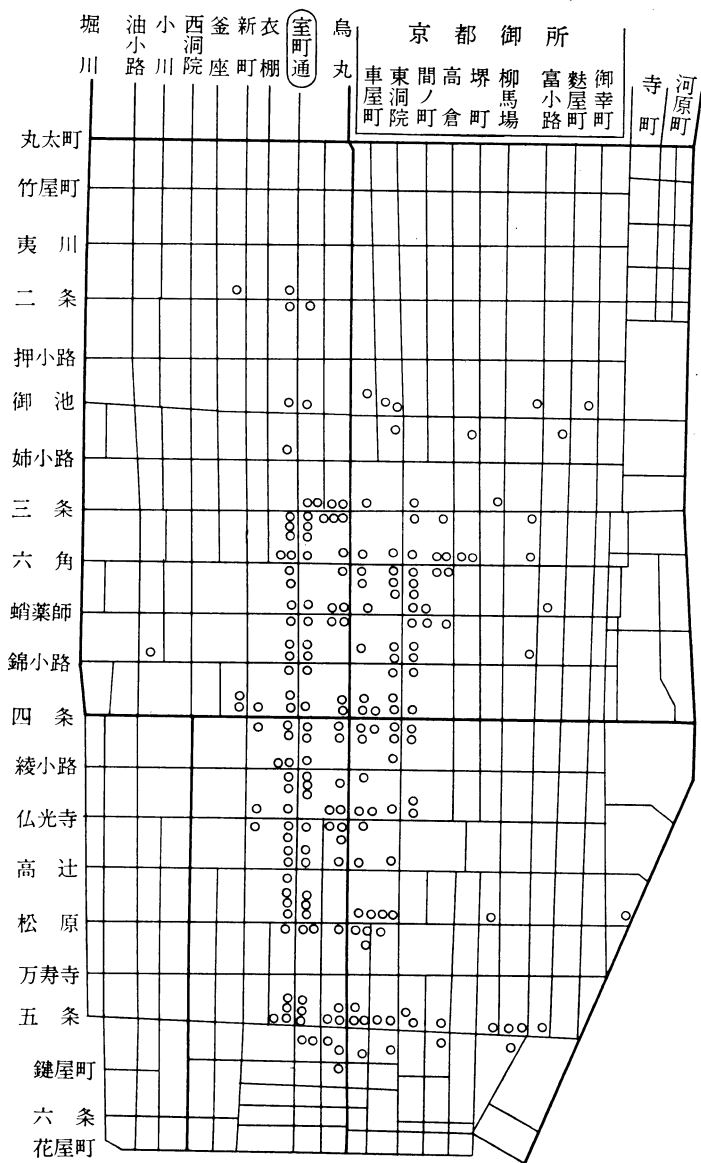
× 朝廷並びに諸大名付呉服所
 ○ 一般呉服問屋 △ 絹問屋

第2図 織物問屋の地理的分布図（明治43年）

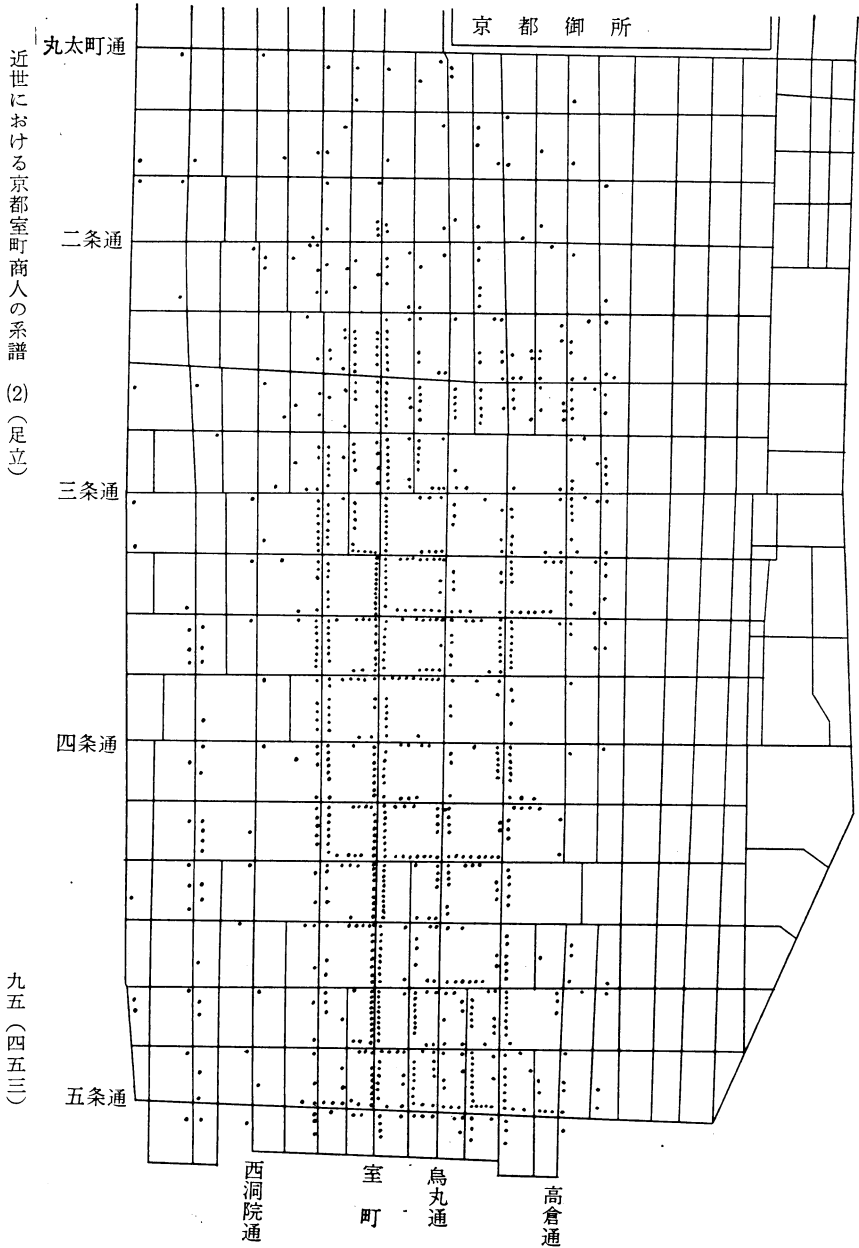


近世における京都室町商人の系譜 (2) (足立)

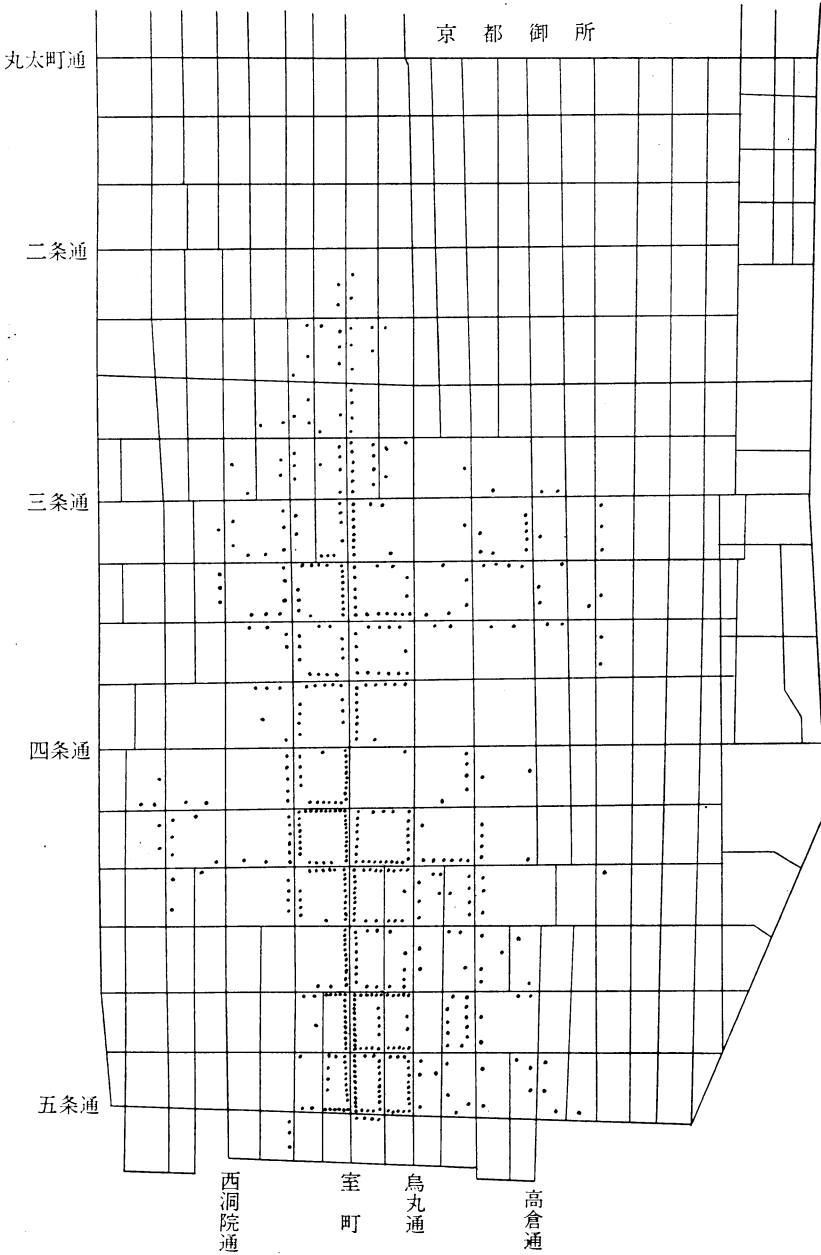
第3図 織物問屋の地理的分布図（大正7年）



第4図 織物問屋の地理的分布
(昭和15年)



第5図 織物問屋の地理的分布
(昭和32年)



立命館経済学 (第十五卷・第三号)

九六 (四五四)

千 切 屋 家 系 圖

貞喜 立憲
與三右衛門
法衣
慶長十九年
享長十九年



此外丹州城西園京魚船三十一人アリ其他所有不明或ハ幼死者三十二人ノ兄弟ト云フ